

技術者等の配置

許可を受けている業種		指定建設業			その他(左記以外の22業種)		
		土木工事・舗装工事・建築工事・電気工事 管工事・造園工事・鋼構造物工事					
建設業許可	許可の種類	特定		一般	特定		一般
		営業所に必要な技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		1級国家資格者 2級国家資格者 登録基幹技能者 実務経験者	1級国家資格者 指導監督的実務経験者等	
工事現場の技術者	元請工事における下請金額合計	4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上	4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満	4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上は契約できない	4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上	4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満	4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 登録基幹技能者 実務経験者		1級国家資格者 指導監督的実務経験者等	1級国家資格者 2級国家資格者 登録基幹技能者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する工事で、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の時に必要					
<p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監理技術者の資格を有する者 監理技術者資格者証を有し、5年以内に監理技術者講習を受講した者(平成16年3月1日:建設業法改正) 証明する書類:監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証 ○ 監理技術者及び主任技術者の雇用関係 直接的及び恒常的(3ヶ月以上)雇用関係にあること。 証明する書類:資格者証・健康保険被保険者証等で確認 在籍出向者・派遣社員等は直接的な雇用関係にあるとはいえない。 							